

## 2022（令和4）年度 税制改正大綱決定

### 《本年度の税制改正大綱について》

- ◆ この度、政府は2022年度 税制改正の関連法案を閣議決定しました（2021.12.24）。
- ◆ 本年度の税制改正の主眼は、成長と分配の好循環の実現を図ることです。
- ① 多様なステークホルダーに配慮した経営と積極的な賃上げを促す観点から賃上げに係る税制措置の強化
- ② スタートアップと既存企業の協働によるオープンイノベーションを更に促進するための措置
- ③ カーボンニュートラルの実現に向けた観点等を踏まえ、住宅ローン控除等の見直し
- ④ 景気回復に万全を期すため、土地に係る固定資産税等の負担調整措置について、激変緩和の観点から所要の措置

◆ 主な改正ポイントは以下のとおりです。

### ■ 個人所得課税

#### ・ 住宅・土地税制

\*\*\*\*\*

#### 【POINT】 住宅ローン控除制度の見直し

- ・ 住宅ローン控除の適用期限を4年延長し、令和7年末までの入居者を対象とするとともに、カーボンニュートラルの実現の観点から、省エネ性能等の高い認定住宅等につき、新築住宅等・既存住宅ともに、借入限度額の上乗せを行う。
- ・ 控除率を0.7%とするとともに、所得要件を2,000万円とする。
- ・ 新築住宅等について控除期間を13年とするほか、令和5年以前に建築確認を受けた新築住宅について、合計所得金額1,000万円以下の者に限り、40㎡以上の住宅を控除対象とする。

\*\*\*\*\*

(1) 住宅借入金等を有する場合の所得税額の特別控除について適用期限（令和3年12月31日）を令和7年12月31日まで4年延長するとともに、次の措置を講ずる。

- ① 住宅の取得等をして令和4年から令和7年までの間に居住の用に供した場合の住宅借入金等の年末残高の限度額（借入限度額）、控除率及び控除期間を次のとおりとする。

イ ロ以外の住宅の場合

居住年	借入限度額	控除率	控除期間
令和4年・令和5年	3,000万円	0.7%	13年
令和6年・令和7年	2,000万円		10年

(注) 上記の金額等は、住宅の取得等が居住用家屋の新築、居住用家屋で建築後使用されたことのないものの取得又は宅地建物取引業者により一定の増改築等が行われた一定の居住用家屋の取得である場合の金額等

であり、それ以外の場合（既存住宅の取得又は住宅の増改築等）における借入限度額は一律 2,000 万円と、控除期間は一律 10 年とする。

ロ 認定住宅等の場合

	居住年	借入限度額	控除率	控除期間
認定住宅	令和 4 年・令和 5 年	5,000 万円	0.7%	13 年
	令和 6 年・令和 7 年	4,500 万円		
Z E H水準 省エネ住宅	令和 4 年・令和 5 年	4,500 万円		
	令和 6 年・令和 7 年	3,500 万円		
省エネ基準 適合住宅	令和 4 年・令和 5 年	4,000 万円		
	令和 6 年・令和 7 年	3,000 万円		

(注 1) 上記の「認定住宅等」とは、認定住宅、Z E H水準省エネ住宅及び省エネ基準適合住宅をいい、上記の「認定住宅」とは、認定長期優良住宅及び認定低炭素住宅をいう。

(注 2) 上記の金額等は、住宅の取得等が認定住宅等の新築又は認定住宅等で建築後使用されたことのないもの若しくは宅地建物取引業者により一定の増改築等が行われたものの取得である場合の金額等であり、住宅の取得等が認定住宅等で建築後使用されたことのあるものの取得である場合における借入限度額は一律 3,000 万円と、控除期間は一律 10 年とする。

- ② 適用対象者の所得要件を 2,000 万円以下（現行：3,000 万円以下）に引き下げる。
- ③ 個人が取得等をした床面積が 40 m<sup>2</sup>以上 50 m<sup>2</sup>未満である住宅の用に供する家屋で令和 5 年 12 月 31 日以前に建築確認を受けたものの新築又は当該家屋で建築後使用されたことのないものの取得についても、本特例の適用ができることとする。ただし、その者の控除期間のうち、その年分の所得税に係る合計所得金額が 1,000 万円を超える年については、適用しない。
- ④ 令和 6 年 1 月 1 日以後に建築確認を受ける住宅の用に供する家屋（登記簿上の建築日付が同年 6 月 30 日以前のものを除く。）又は建築確認を受けない住宅の用に供する家屋で登記簿上の建築日付が同年 7 月 1 日以降のものうち、一定の省エネ基準を満たさないものの新築又は当該家屋で建築後使用されたことのないものの取得については、本特例の適用ができないこととする。
- ⑤ 適用対象となる既存住宅の要件について、築年数要件を廃止するとともに、新耐震基準に適合している住宅の用に供する家屋（登記簿上の建築日付が昭和 57 年 1 月 1 日以降の家屋については、新耐震基準に適合している住宅の用に供する家屋とみなす。）であることを加える。
- ⑥ 年末調整に係る住宅借入金等を有する場合の所得税額の特別控除その他の措置について、所要の措置を講ずる。

(注) 上記②及び⑤の改正は、住宅の取得等をして令和 4 年 1 月 1 日以後に居住の用に供した場合について適用する。

(2) 認定住宅の新築等をした場合の所得税額の特別控除について適用期限（令和 3 年 12 月 31 日）を令和 5 年 12 月 31 日まで 2 年延長するとともに、対象住宅の新築等をして令和 4 年及び令和 5 年に居住の用に供した場合の対象住宅、標準的な性能強化費用に係る控除対象限度額及び控除率を次のとおりとする。

居住年	対象住宅	控除対象限度額	控除率
令和 4 年・令和 5 年	認定住宅 Z E H水準省エネ住宅	650 万円	10%

## ■ 資産課税

### 1. 直系尊属から住宅取得等資金の贈与を受けた場合の贈与税の非課税措置等

\*\*\*\*\*

**【POINT】** 住宅取得等資金に係る贈与税の非課税措置の見直し

・格差の固定化防止等の観点を踏まえ、限度額を見直した上で、適用期限を2年延長する。

\*\*\*\*\*

(1) 適用期限（令和3年12月31日）を令和5年12月31日まで2年延長する。

(2) 非課税限度額は、住宅用家屋の取得等に係る契約の締結時期にかかわらず、住宅取得等資金の贈与を受けて新築等をした次に掲げる住宅用家屋の区分に応じ、それぞれ次に定める金額とする。

- ① 耐震、省エネ又はバリアフリーの住宅用家屋 1,000万円
- ② 上記以外の住宅用家屋 500万円

(3) 適用対象となる既存住宅用家屋の要件について、築年数要件を廃止するとともに、新耐震基準に適合している住宅用家屋（登記簿上の建築日付が昭和57年1月1日以降の家屋については、新耐震基準に適合している住宅用家屋とみなす。）であることを加える。

(4) 受贈者の年齢要件を18歳以上（現行：20歳以上）に引き下げる。

(注1) 上記（2）を除く。）の改正は、住宅取得等資金の贈与に係る相続時精算課税制度の特例措置及び震災特例法の贈与税の非課税措置についても同様とする。なお、住宅取得等資金の贈与に係る震災特例法の贈与税の非課税措置に係る非課税限度額は、現行制度と同額とする。

(注2) 上記の改正は、令和4年1月1日（上記（4）の改正については、同年4月1日）以後に贈与により取得する住宅取得等資金に係る贈与税について適用する。

### 2. 土地に係る固定資産税等の負担調整措置

\*\*\*\*\*

**【POINT】** 土地に係る固定資産税等の負担調整措置

・土地に係る固定資産税等の負担調整措置について、令和4年度に限り、商業地等に係る課税標準額の上昇幅を、評価額の2.5%（現行：5%）とする。

\*\*\*\*\*

(1) 土地に係る固定資産税の負担調整措置

令和4年度限りの措置として、商業地等（負担水準が60%未満の土地に限る。）の令和4年度の課税標準額を、令和3年度の課税標準額に令和4年度の評価額の2.5%（現行：5%）を加算した額（ただし、当該額が、評価額の60%を上回る場合には60%相当額とし、評価額の20%を下回る場合には20%相当額とする。）とする。

(2) 土地に係る都市計画税の負担調整措置

固定資産税の改正に伴う所要の改正を行う。

### 3. その他

\*\*\*\*\*

#### 【POINT】 登録免許税におけるキャッシュレス納付制度の創設

- ・登録免許税をクレジットカード等により納付することを可能とする制度を創設する。

\*\*\*\*\*

登記等を受ける者は、登記機関等が指定する納付受託者に納付を委託する方法（クレジットカード等を使用する方法）により、登録免許税を納付できることとする。この場合において、納付受託者が登記等を受ける者の委託を受けた日に登録免許税の納付があったものとみなして、延滞税に関する規定を適用するほか、納付受託者の納付義務、帳簿保存義務、納付受託者の指定の取消し等について所要の措置を講ずる。

## ■ 法人課税

### 1. 積極的な賃上げ等を促すための措置

\*\*\*\*\*

#### 【POINT】 積極的な賃上げ等を促すための措置－大企業等

- ・令和5年度末を期限として、継続雇用者給与等支給額の対前年度増加割合が3%以上である場合に、雇用者給与等支給額の対前年度増加額の15%の税額控除を行うとともに、継続雇用者給与等支給額の対前年度増加割合が4%以上である場合には、税額控除率に10%を加算し、教育訓練費の対前年度増加割合が20%以上である場合には、税額控除率に5%を加算する措置を講ずる。
- ・令和5年度末を期限として、法人事業税付加価値割において、継続雇用者給与等支給額の対前年度増加割合が3%以上である場合に、雇用者給与等支給額の対前年度増加額を付加価値額から控除する措置を講ずる。
- ・一定規模以上の大企業に対しては、給与の引上げの方針、取引先との適切な関係の構築の方針等を公表していることを要件とする。

\*\*\*\*\*

#### (1) 給与等の支給額が増加した場合の税額控除制度のうち新規雇用者に係る措置の改組

給与等の支給額が増加した場合の税額控除制度のうち新規雇用者に係る措置を改組し、青色申告書を提出する法人が、令和4年4月1日から令和6年3月31日までの間に開始する各事業年度において国内雇用者に対して給与等を支給する場合において、継続雇用者給与等支給額の継続雇用者比較給与等支給額に対する増加割合が3%以上であるときは、控除対象雇用者給与等支給増加額の15%の税額控除ができる制度とする。この場合において、継続雇用者給与等支給額の継続雇用者比較給与等支給額に対する増加割合が4%以上であるときは、税額控除率に10%を加算し、教育訓練費の額の比較教育訓練費の額に対する増加割合が20%以上であるときは、税額控除率に5%を加算する。ただし、控除税額は、当期の法人税額の20%を上限とする（所得税についても同様とする。）。

(注1) 資本金の額等が10億円以上であり、かつ、常時使用する従業員の数が1,000人以上である場合には、給与等の支給額の引上げの方針、取引先との適切な関係の構築の方針その他の事項をインターネットを利用する方法により公表したことを経済産業大臣に届け出ている場合に限り、適用があるものとする。

(注2) 上記の「継続雇用者給与等支給額」とは、継続雇用者（当期及び前期の全期間の各月分の給与等の支給がある雇用者で一定のものをいう。）に対する給与等の支給額をいい、上記の「継続雇用者比較給与等支給額」とは、前期の継続雇用者給与等支給額をいう。

(注3) 設立事業年度は対象外とする。

(注4) 教育訓練費に係る税額控除率の上乗せ措置の適用を受ける場合には、教育訓練費の明細を記載した書類の保存（現行：確定申告書等への添付）をしなければならないこととする。

\*\*\*\*\*

**【POINT】 積極的な賃上げ等を促すための措置－中小企業**

・雇用者給与等支給額の対前年度増加割合が1.5%以上である場合に、雇用者給与等支給額の対前年度増加額の15%の税額控除を行うとともに、税額控除の上乗せ措置として、雇用者給与等支給額の対前年度増加割合が2.5%以上である場合には、税額控除率に15%を加算し、教育訓練費の対前年度増加割合が10%以上である場合には、税額控除率に10%を加算する措置を講ずる。

\*\*\*\*\*

(2) 中小企業における所得拡大促進税制について、税額控除率の上乗せ措置を次のとおりとする見直しを行った上、その適用期限を1年延長する（所得税についても同様とする。）。

① 雇用者給与等支給額の比較雇用者給与等支給額に対する増加割合が2.5%以上である場合には、税額控除率に15%を加算する。

② 教育訓練費の額の比較教育訓練費の額に対する増加割合が10%以上である場合には、税額控除率に10%を加算する。

(注) 上記(1)の(注4)は、上記においても同様とする。

**2. オープンイノベーション促進税制の拡充**

\*\*\*\*\*

**【POINT】 オープンイノベーション促進税制の拡充**

・出資の対象会社に、設立10年以上15年未満の売上高に占める研究開発費の割合が10%以上の赤字会社を追加する等の見直しを行う。

\*\*\*\*\*

特別新事業開拓事業者に対し特定事業活動として出資をした場合の課税の特例について、次の見直しを行った上、その適用期限を2年延長する。

(1) 出資の対象となる特別新事業開拓事業者の要件のうち設立の日以後の期間に係る要件について、売上高に占める研究開発費の額の割合が10%以上の赤字会社にあつては、設立の日以後の期間を15年未満（現行：10年未満）とする。

(2) 対象となる特定株式の保有見込期間要件における保有見込期間の下限及び取崩し事由に該当することとなった場合に特別勘定の金額を取り崩して益金算入する期間を、特定株式の取得の日から3年（現行：5年）とする。

(注) 特定事業活動に係る証明の要件のうち特定事業活動を継続する期間についても、3年（現行：5年）とする。

**3. 地方活性化、災害への対応**

\*\*\*\*\*

**【POINT】 5G導入促進税制の見直し**

・地方でのネットワーク整備を加速する等の観点から、対象設備の要件や税額控除率等の見直しを行う。

\*\*\*\*\*

・認定特定高度情報通信技術活用設備を取得した場合の特別償却又は税額控除制度について、次の見直しを行った上、その適用期限を3年延長する（所得税についても同様とする。）。

① 特定高度情報通信技術活用システムの適切な提供及び維持管理並びに早期の普及に特に資する基準について、次の見直しを行う。

イ 特定基地局が開設計画に係る特定基地局（屋内等に設置するもの及び5G高度特定基地局を除く。）の開設計画が属する年度より前の年度に開設されたものであることとの要件を廃止し、5G高度特定基地局を加える。

ロ ローカル5Gシステムについては、導入を行うシステムの用途がローカル5Gシステムの特性を活用した先進的なデジタル化の取組みであるものに限定する。

ハ 補助金等の交付を受けたものを除外する。

② 特定高度情報通信技術活用システムを構成する上で重要な役割を果たすもののうち、3.6GHz超4.1GHz以下、4.5GHz超4.6GHz以下、27GHz超28.2GHz以下又は29.1GHz超29.5GHz以下の周波数の電波を使用する無線設備の要件について、次の見直しを行う。

イ 3.6GHz超4.1GHz以下又は4.5GHz超4.6GHz以下の周波数の電波を使用する無線設備に、多素子アンテナを用いないものを加える。

（注）上記の改正は、過疎地域その他の条件不利地域（以下「条件不利地域」という。）にあつては令和4年4月1日以後に事業の用に供するものについて適用し、その他の地域にあつては令和6年4月1日以後に事業の用に供するものについて適用する。

ロ マルチベンダー構成のものに限定する。

ハ スタンドアロン方式のものに限定する。

③ 税額控除率を次のとおり見直す。

イ 令和4年4月1日から令和5年3月31日までの間に事業の用に供したもの 15%（条件不利地域以外の地域内において事業の用に供した特定基地局の無線設備については、9%）

ロ 令和5年4月1日から令和6年3月31日までの間に事業の用に供したもの 9%（条件不利地域以外の地域内において事業の用に供した特定基地局の無線設備については、5%）

ハ 令和6年4月1日から令和7年3月31日までの間に事業の用に供したもの 3%

#### 4. その他

\*\*\*\*\*

##### 【POINT】 ガス供給業に係る法人事業税の課税方式の見直し

・導管部門の法的分離の対象となる法人等が行う事業（導管事業を除く。）については収入割額、付加価値割額及び資本割額の合算額により課することとし、その他の法人が行う事業（導管事業を除く。）については他の一般の事業と同様とする。

\*\*\*\*\*

##### （1）ガス供給業に係る法人事業税の課税方式の見直し

① ガス供給業のうち、一般ガス導管事業及び特定ガス導管事業以外の事業であつてガス事業法に規定するガス製造事業者（特別一般ガス導管事業者の供給区域において同法に規定するガス製造事業の用に供する液化ガス貯蔵設備を維持し、及び運用するものに限る。）である法人が行うもの（以下「特定ガス供給業」という。）に係る法人事業税については、収入割額、付加価値割額及び資本割額の合算額によって課することとする。

② ガス供給業のうち、一般ガス導管事業及び特定ガス導管事業以外の事業（特定ガス供給業を除く。以下「一

般ガス供給業」という。)に係る法人事業税については、資本金の額又は出資金の額(以下「資本金」という。)1億円超の普通法人にあっては付加価値割額、資本割額及び所得割額の合算額によって、資本金1億円以下の普通法人等にあっては所得割額によって、それぞれ課することとする。

③ 特定ガス供給業及び一般ガス供給業に係る法人事業税の標準税率をそれぞれ次のとおりとする。

イ 特定ガス供給業

収入割 0.48%

付加価値割 0.77%

資本割 0.32%

ロ 一般ガス供給業

(イ) 資本金1億円超の普通法人

付加価値割 1.2%

資本割 0.5%

所得割 1%

(ロ) 資本金1億円以下の普通法人等

所得割 年400万円以下の所得 3.5%

年400万円超年800万円以下の所得 5.3%

年800万円超の所得 7%

(ハ) 特別法人

所得割 年400万円以下の所得 3.5%

年400万円超の所得 4.9%

(特定の協同組合等の年10億円超の所得 5.7%)

(注) 3以上の都道府県に事務所又は事業所を設けて事業を行う法人のうち資本金1,000万円以上であるものの所得割に係る税率については、軽減税率の適用はない。

④ 特定ガス供給業を行う法人及び一般ガス供給業を行う法人に係る特別法人事業税の税率をそれぞれ次のとおりとする。

イ 特定ガス供給業を行う法人の収入割額に対する税率 62.5%

ロ 一般ガス供給業を行う法人

上記③ロ(イ)に掲げる法人の所得割額に対する税率 260%

上記③ロ(ロ)に掲げる法人の所得割額に対する税率 37%

上記③ロ(ハ)に掲げる法人の所得割額に対する税率 34.5%

⑤ その他所要の措置を講ずる。

(注) 上記の改正は、令和4年4月1日以後に開始する事業年度から適用する。

\*\*\*\*\*

**【POINT】** 大法人に対する法人事業税所得割の軽減税率の見直し

・外形標準課税対象法人(資本金1億円超の法人)の年800万円以下の所得に係る軽減税率を廃止し、標準税率を1.0%とする。

\*\*\*\*\*

(2) 大法人に対する法人事業税所得割の税率の見直し

付加価値割額、資本割額及び所得割額の合算額により法人事業税を課される法人に係る法人事業税の所得割について、年400万円以下の所得の部分の0.4%の標準税率及び年400万円を超え年800万円以下の所得の部分の0.7%の標準税率を廃止するとともに、これらの部分の標準税率を1%とする等の所要の措置を講ずる。

(注) 上記の改正は、令和4年4月1日以後に開始する事業年度から適用する。

## ■ 消費課税

### 1. 租税特別措置等

\*\*\*\*\*

**【POINT】** 航空機燃料税の税率の見直し

・航空機燃料税の税率の特例措置について、税率を見直した上で、適用期限を1年延長する。

\*\*\*\*\*

・航空機燃料税の税率の特例措置について、税率を1klにつき13,000円(現行:9,000円)に引き上げた上、その適用期限を1年延長する。

### 2. その他

\*\*\*\*\*

**【POINT】** 沖縄県産酒類に係る酒税の軽減措置の段階的廃止等

・沖縄の復帰に伴う激変緩和措置として設けられた沖縄県産酒類に係る酒税の特例について、復帰50年を迎え、酒類製造業界から提言がなされたことなどを踏まえ、沖縄の酒類製造業の自立的発展に向けた施策の一環として、最長10年をかけて段階的に廃止する。

\*\*\*\*\*

・沖縄県産酒類に係る酒税の軽減措置について、次の見直しを行う。なお、本軽減措置は延長後の適用期限の到来をもって廃止することとし、関係規定を削除する。

① 単式蒸留焼酎に係る酒税の軽減措置について、軽減割合を、その前年度の県内課税移出数量が200klを超え1,300kl以下の場合にあっては、令和6年5月15日から令和8年5月14日までの間は30%、令和8年5月15日から令和11年5月14日までの間は20%、令和11年5月15日以後は10%とし、その前年度の県内課税移出数量が1,300klを超える場合にあっては、令和6年5月15日から令和8年5月14日までの間は25%、令和8年5月15日から令和11年5月14日までの間は15%、令和11年5月15日以後は5%とし、その適用期限を令和14年5月14日まで延長した上、廃止する。

② 単式蒸留焼酎以外の酒類に係る酒税の軽減措置について、軽減割合を令和5年10月1日以後は15%とし、その適用期限を令和8年9月30日まで延長した上、廃止する。

③ 上記②の軽減割合に係る改正等の実施時期において、手持品課税を実施する。

④ その他所要の措置を講ずる。

(注) 上記の関係規定の削除は、令和14年5月15日から施行する。

\*\*\*\*\*

**【POINT】** 自動車重量税におけるキャッシュレス納付制度の創設

・自動車重量税をクレジットカード等により納付することを可能とする制度を創設する。

\*\*\*\*\*

自動車検査証の交付等を受ける者又は車両番号の指定を受ける者は、国土交通大臣等が指定する納付受託者

に納付を委託する方法（クレジットカード等を使用する方法）により、自動車重量税を納付できることとする。この場合において、納付受託者が自動車検査証の交付等を受ける者又は車両番号の指定を受ける者の委託を受けた日に自動車重量税の納付があったものとみなして、延滞税に関する規定を適用するほか、納付受託者の納付義務、帳簿保存義務、納付受託者の指定の取消し等について所要の措置を講ずる。

## ■ 納税環境整備

### 1. 税理士制度の見直し

\*\*\*\*\*

#### 【POINT】 税理士制度の見直し

- ・ 税理士は、業務のICT化等を通じて納税義務者の利便の向上等を図るよう努めるものとする旨の規定を創設する。
- ・ 若年層の税理士試験の受験を容易にし、多様な人材確保を図るため、受験資格要件の緩和を実施する。

\*\*\*\*\*

税理士制度について、次の見直しを行う。

#### (1) 税理士の業務の電子化等の推進

- ① 税理士及び税理士法人は、税理士の業務の電子化等を通じて、納税義務者の利便の向上及び税理士の業務の改善進歩を図るよう努めるものとする旨の規定を設けることとする。
  - ② 税理士会及び日本税理士会連合会の会則に記載すべき事項に、税理士の業務の電子化に関する規定を加えるとともに、この規定についてその会則を変更するときは、財務大臣の認可を受けなければならないこととする。
- (注) 上記②の改正は、令和5年4月1日から施行する。

#### (2) 税理士試験の受験資格要件の緩和

税理士試験の受験資格について、次の見直しを行う。

- ① 会計学に属する科目の受験資格を不要とする。
  - ② 大学等において一定の科目を修めた者が得ることができる受験資格について、その対象となる科目を社会科学に属する科目（現行：法律学又は経済学）に拡充する。
- (注) 上記の改正は、令和5年4月1日から施行する。

### 2. 帳簿の提出がない場合等の過少申告加算税等の加重措置の整備

\*\*\*\*\*

#### 【POINT】 記帳義務を適正に履行しない納税者等への対応

- ・ 記帳義務を適正に履行しない納税者への過少申告加算税等の加重措置を整備する。
- ・ 証拠書類のない簿外経費についての必要経費・損金不算入措置を創設する。

\*\*\*\*\*

過少申告加算税制度及び無申告加算税制度について、納税者が、一定の帳簿（その電磁的記録を含む。）に記載すべき事項に関し所得税、法人税又は消費税（輸入に係る消費税を除く。2において同じ。）に係る修正申告書若しくは期限後申告書の提出又は更正若しくは決定があった時前に、国税庁等の当該職員から当該帳簿の提示又は提出を求められ、かつ、次に掲げる場合のいずれかに該当するとき（当該納税者の責めに帰すべき事由

がない場合を除く。)は、当該帳簿に記載すべき事項に関し生じた申告漏れ等に課される過少申告加算税の額又は無申告加算税の額については、通常課される過少申告加算税の額又は無申告加算税の額に当該申告漏れ等に係る所得税、法人税又は消費税の10% (次の(2)に掲げる場合に該当する場合には、5%) に相当する金額を加算した金額とするほか、所要の措置を講ずる。

(1) 当該職員に当該帳簿の提示若しくは提出をしなかった場合又は当該職員にその提示若しくは提出がされた当該帳簿に記載すべき事項のうち、売上金額若しくは業務に係る収入金額の記載が著しく不十分である場合

(2) 当該職員にその提示又は提出がされた当該帳簿に記載すべき事項のうち、売上金額又は業務に係る収入金額の記載が不十分である場合 (上記(1)に掲げる場合に該当する場合を除く。)

(注1) 上記の「一定の帳簿」とは、次に掲げる帳簿のうち、売上金額又は業務に係る収入金額の記載についての調査のために必要があると認められるものをいう。

① 所得税又は法人税の青色申告者が保存しなければならないこととされる仕訳帳及び総勘定元帳

② 所得税又は法人税において上記①の青色申告者以外の者が保存しなければならないこととされる帳簿

③ 消費税の事業者が保存しなければならないこととされる帳簿

(注2) 上記(1)の「記載が著しく不十分である場合」とは、当該帳簿に記載すべき売上金額又は業務に係る収入金額のうち2分の1以上が記載されていない場合をいい、上記(2)の「記載が不十分である場合」とは、当該帳簿に記載すべき売上金額又は業務に係る収入金額のうち3分の1以上が記載されていない場合をいう。また、これらの金額が記載されていないことにつきやむを得ない事情があると認める場合には、運用上、適切に配慮することとする。

(注3) 上記の改正は、令和6年1月1日以後に法定申告期限等が到来する国税について適用する。

### 3. 財産債務調書制度等の見直し

\*\*\*\*\*

#### 【POINT】 財産債務調書制度の見直し

・提出期限を後倒しするなど提出義務者の事務負担の軽減を図るとともに、適正な課税を確保する観点から、現行の提出義務者に加えて、特に高額な資産保有者については所得基準によらずに本調書の提出義務者とする措置を講ずる。

\*\*\*\*\*

財産債務調書制度等について、次の見直しを行う。

(1) 財産債務調書の提出義務者の見直し

現行の財産債務調書の提出義務者のほか、その年の12月31日において有する財産の価額の合計額が10億円以上である居住者を提出義務者とする。

(注) 上記の改正は、令和5年分以後の財産債務調書について適用する。

(2) 財産債務調書等の提出期限の見直し

財産債務調書の提出期限について、その年の翌年の6月30日(現行:その年の翌年の3月15日)とする(国外財産調書についても同様とする。)

(注) 上記の改正は、令和5年分以後の財産債務調書又は国外財産調書について適用する。

(3) 提出期限後に財産債務調書等が提出された場合の宥恕措置の見直し

提出期限後に財産債務調書が提出された場合において、その提出が、調査があったことにより更正又は決定があるべきことを予知してされたものでないときは、その財産債務調書は提出期限内に提出されたものとみな

す措置について、その提出が調査通知前にされたものである場合に限り適用することとする（国外財産調書についても同様とする。）。

（注）上記の改正は、財産債務調書又は国外財産調書が令和6年1月1日以後に提出される場合について適用する。

#### （4）財産債務調書等の記載事項の見直し

財産債務調書への記載を運用上省略することができる「その他の動産の区分に該当する家庭用動産」の取得価額の基準を300万円未満（現行：100万円未満）に引き上げるほか、財産債務調書及び国外財産調書の記載事項について運用上の見直しを行う。

（注）上記の改正は、令和5年分以後の財産債務調書又は国外財産調書について適用する。

#### （5）その他所要の措置を講ずる。

### 4. 地方税務手続のデジタル化

\*\*\*\*\*

#### 【POINT】 地方税務手続のデジタル化

・eLTAX（地方税のオンライン手続のためのシステム）を通じた電子申告・申請の対象手続や電子納付の対象税目・納付手段を拡大する。

\*\*\*\*\*

#### （1）eLTAX を通じた申告・申請に係る対象手続の拡大

納税者等が地方公共団体に対して行う全ての申告・申請等について、eLTAX を通じて行うことができるよう所要の措置を講ずる。

（注）上記の改正は、令和4年4月1日から施行し、実務的な準備が整ったものから順次対応する。

#### （2）eLTAX を通じた電子納付の対象税目の拡大

地方公共団体の収納事務を行う地方税共同機構が電子的に処理する特定徴収金の対象税目を拡大し、納税者が全ての税目について、eLTAX を通じて納付を行うことができるよう所要の措置を講ずる。

（注）上記の改正は、令和5年4月1日以後の納付について適用する。

#### （3）eLTAX を通じた電子納付に係る納付手段の拡大

① eLTAX を通じた電子納付について、スマートフォン決済アプリやクレジットカード等による納付を可能とするため、納税者が、地方税共同機構が指定する者（機構指定納付受託者）に納付の委託を行うことができることとする。

② 機構指定納付受託者が指定日までに地方税共同機構に納付したときは、当該機構指定納付受託者が委託を受けた日に遡って、納税者から納付があったものとみなす。

③ 納税者が機構指定納付受託者を通じた納付手続を行った場合であって、当該機構指定納付受託者が指定日までに地方税共同機構に納付しなかったときには、地方公共団体は、保証人に関する徴収の例により当該機構指定納付受託者から徴収する。

④ 地方公共団体が、機構指定納付受託者の指定に関し、意見を述べることができる等の手続について、所要の措置を講ずる。

⑤ その他所要の措置を講ずる。

（注）上記の改正は、令和5年4月1日以後に地方税の納付を委託する場合について適用する。

## ■ 関税

### 1. 暫定税率等の適用期限の延長等

\*\*\*\*\*

#### 【POINT】 暫定税率等の適用期限の延長等

・令和3年度末に適用期限の到来する暫定税率（412品目）の適用期限を1年延長する等の措置を講ずる。

\*\*\*\*\*

・令和4年3月31日に適用期限の到来する暫定税率（412品目）及び特別緊急関税制度について、令和5年3月31日まで適用期限の延長を行う。

### 2. 海外の事業者を仕出人とする模倣品の水際取締りの強化

\*\*\*\*\*

#### 【POINT】 海外の事業者を仕出人とする模倣品の水際取締りの強化

・改正商標法及び意匠法の施行に合わせ、海外事業者から国内の事業性のない者に宛てて郵送等で持ち込まれた模倣品（商標権等侵害物品）を関税法の「輸入してはならない貨物」として規定するとともに、事業性のない輸入者に対する罰則の除外及び侵害物品の認定手続に係る所要の規定の整備を行う。

\*\*\*\*\*

・改正商標法及び意匠法の施行に合わせ、海外事業者から国内の事業性のない者に宛てて郵送等で持ち込まれた模倣品（商標権等侵害物品）を関税法の「輸入してはならない貨物」として規定するとともに、事業性のない輸入者に対する罰則の除外及び侵害物品の認定手続に係る所要の規定の整備を行う。

以上